

再審・えん罪事件全国連絡会ニュース

2019年11月21日 第96号

連絡先 〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4

平和と労働センター5階 日本国民救援会中央本部内

ホームページ <http://enzai.9ch.cx/> 電話 03-5842-5842

FAX 03-5842-5840

目次

● ご案内 再審・えん罪事件全国連絡会第28回総会のご案内	p1
● 宮城・仙台北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件 最高裁が特別抗告を棄却	p2
● 滋賀・湖東記念病院人工呼吸器事件 検察が有罪立証断念、無罪確実に	p3
● 静岡・袴田事件 12・12袴田巖さんの再収監を許さないアピール行動に向けて	p5
● 栃木・今市事件 「最高裁で必ず無罪！一日行動」が成功	p6
● 滋賀・日野町事件 80人が現地調査で無実確信	p8
● 報告 日弁連人権大会で再審法の決議	p9
● 主な日程	p10
● 資料1 北陵クリニック事件 抗議声明	p11
● 資料2 獄中の守大助さんのコメント	p12

ご案内 再審・えん罪事件全国連絡会第28回総会

当連絡会に加盟する滋賀県の2事件（湖東記念病院人工呼吸器事件、日野町事件）が、勝利に向けて前進しています。一方で、大崎事件が最高裁で再審取り消しの不当決定を受けたのをはじめ、北陵クリニック事件で最高裁が再審請求を棄却するなど、再審をめぐる情勢は、せめぎあいの状況が続いています。

こうした中、滋賀県の2事件の運動をさらに加速し、勝利につなげるため、再審・えん罪事件全国連絡会の総会を12月1日～2日、滋賀県大津市でおこないます。2事件の勝利がすべての冤罪・再審事件の運動を前進させるうえで大きな力になります。多くの加盟支援団体からのご参加をよろしくお願いします。

総会では、九州大学の豊崎七絵教授が、再審をめぐる状況について講演します。また、湖東記念病院人工呼吸器事件と日野町事件の審理の状況について、弁護団報告を受けます。

再審・えん罪事件全国連絡会第28回総会

日時 12月1日(日)午後1時30分～翌2日(月)正午

会場 滋賀県教育会館

滋賀県大津市梅林1-4-15

お願い ●2日の会議終了後、大津地裁要請を予定しております。

●宿泊は各自で手配をお願いします。

宮城・仙台北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件

最高裁が特別抗告を棄却

事実調べ、証拠開示の声に応えず、守大助さんの再審を退ける

仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件の再審請求特別抗告審で、最高裁第三小法廷（林景一裁判長）は、守大助さんの特別抗告を棄却する不当決定をおこないました。決定は11月13日付けで、裁判官全員一致の意見です。通知は11月15日に明らかになりました。

事件は、2001年に准看護師の守さんが患者5人の点滴に筋弛緩剤を混入したとして、殺人及び殺人未遂罪で無期懲役が確定したものです。守さんは2012年に再審請求をおこない、現在、千葉刑務所に収監されています。

この事件は、守さんを有罪とする直接証拠が何一つない中で、鑑定資料を全量消費して鑑定不能とした大阪科捜研の「鑑定」と、患者を診てもない東北大学医学部・橋本保彦教授の法廷での「証言」を根拠に有罪とされました。再審請求審で、弁護団はそれら有罪の根拠を弾劾する新証拠を提出しましたが、仙台地裁、仙台高裁とも一切の事実調べも証拠開示もせず棄却決定をしました。最高裁も同様に、新証拠についてなんら言及することなく、「刑訴法433条の抗告理由に当たらない」として守さんの訴えを退けました。

守さんを守る宮城の会や全国連絡会、国民救援会は連名で声明を発表しました（巻末に掲載）。



事件前の守大助さん

棄却決定の前日、全国連絡会が最高裁に要請行動

決定前日の11月12日、全国に46ある事件の支援組織で構成する北陵クリニック事件全国連絡会では、最高裁要請行動と支援組織の活動交流会をおこない、支援をさらに広げようと決意をあらたにしたところでした。要請で参加者は、「土橋鑑定の鑑定資料が患者のものであることを証明するものは一切なく、鑑定書に添付すべき実験データも一切出ていない。客観的な証拠がないまま有罪にしたことは許されない」、「検察が隠している証拠に守さんの無実を証明するものがあるはずで、証拠を開示すべきだ」などと訴えましたが、最高裁は真摯な訴えに一切耳を貸さず、再審の扉を閉ざしました。これまでに最高裁へ提出した署名は累計4万1566人分となりました。全国の会では、これまでの支援に感謝するとともに、あらためて裁判の誤りを正すと決意しています。



要請した全国の支援者（11月12日、最高裁前）

滋賀・湖東記念病院人工呼吸器事件

検察が有罪立証断念、無罪確実に

入院患者の人工呼吸器を外して殺害したとして、懲役12年の刑が確定し、服役後に再審開始決定が確定した元看護助手の西山美香さんのやり直し裁判に向けた三者協議で、検察側が有罪立証を事実上断念する方針を弁護団に書面で通知しました。さらに検察は、第一回公判で結審し、今年度内に判決を出すことを裁判所に要望しています。弁護団は、西山さんの無罪判決が確実な情勢だと見る一方、いまだ裁判所が



記者会見する井戸弁護士（中央）と西山さん（左）

有罪を選択できる状態であることに危機感を示し、早期終結に応じる一方、事件の捜査報告書など、検察の手元にある未開示証拠をすべて開示するよう求めています。

弁護団が10月23日に開いた記者会見によると、検察官が提出した書面は10月18日付け。西山さんの自白に信用性がないとする再審請求審での認定を覆す証拠の提出は困難として、確定審の証拠にもとづいて裁判所に判断を求めるという内容です。また、確定審で有罪の根拠となった西山さんの自白調書が証拠採用されなくても、異議申し立てはしないと表明し、弁護団が請求する書証については可能な限り同意するため証人尋問などは不要で、一回結審で早期終結を希望するということでした。

再審開始が確定した当初は有罪立証をすると主張していた検察。方針転換をしたことについて井戸弁護士は会見で次のように答えました。

「検察は、非提出証拠も含めて証拠を洗い直して、有罪立証断念という結論になったのではないかな。再審が申し立てられた段階で、検察官が原証拠を洗い直してきっちりと検討すればもっと早い段階で適切な判断ができたはず。『どうせ再審なんて通るはずないんだ』ということで適当に処理をしていた。再審請求審の一審の検事も、高裁の検事も、熱心に再審事件に取り組もうという雰囲気はなく、裁判所に下駄を預けていればどうせ棄却してくれるという姿勢が見え見えだった。その段階で検察官の目で見直す作業をきっちりにしていればこんなに時間がかかることはなかったと思う。再審事件について検察官も裁判所も力をいれて事件処理にあたってほしい。今後も再審事件はたくさん出てくると思うので、今回のことを教訓にしてほしい」

同席した西山さんは、次のように述べました。

「有罪立証しない、一回で終わらせるということはいずれの反面、いままで抗告をしてきたのは何だったんだと。抗告しなければいいことじゃないかという思いがあります。心に引っかかっていることは確定審の第一回公判の3日前に取調官が紙と鉛筆を持って拘置所に来て、検事宛に手紙を書かせた。否認させないように書かせたが、どういう意図でやったのかということを知りたいと思って。公判が一回で終わると、そういうこともできないというのがちょっと心残りだが、早く終わってもらえれば、両親は安心して普通の老後生活を送れるので、それはありがたいことだ」

（会見の書き起こしは国民救援会滋賀県本部・川東繁治さん）

静岡・袴田事件

12・12袴田巖さんの再収監を許さない アピール行動に向けて

袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会 寺澤暢紘
(浜松・袴田巖さんを救う市民の会)

袴田巖さんは1980年11月の最高裁の死刑判決後、9000字余の「判決訂正書」を最高裁に提出しています。その中で袴田さんは、「右肩の傷」のことについて触れています。

五、本件白半袖右上腕部の二ヶ箇所の穴をそれぞれ中心に直径二、五センチメートルの内面からしみ出た、それぞれに独立した型の人血が物語るものは、本件真犯人の右上腕部には二ヶ箇所の傷跡が存在するという決して動かすことのできない真相である。即ち、右上腕部に二ヶ箇所の傷跡ない者は、誰が何と言おうと本件真犯人ではないのである。ところで被告人の右上腕部には二ヶ箇所に渡る傷跡は決して存しない。

当裁判所におかれても物的証拠に逆らって被告人の上告を棄却したものであり、そのような不正義を国民が許す筈はない。一日も早く判決訂正を実施すべきである。

2014年3月に釈放された袴田さんの右腕に、この傷は1.5cmの直線の傷痕として残っていました。この傷を見て浜松の支援者の藤原さんが、「袴田さんは生き抜いて残した無実の証拠だ」と、心血を注いで意見書を作成しました。そして、弁護団はこの藤原意見書を基に、今年6月7日付けで、最高裁に特別抗告補充書として提出しました。

大島不当決定で再審開始決定を取り消され既に1年5ヶ月が経過しました。最高検は「誤った法解釈を前提とする刑の執行停止が継続する状態がいたずらに続くことを解消するためにも、本件特別抗告は速やかに棄却されるべきである。」との意見書を提出し、最高裁が再審開始決定を再び取り消した場合は、袴田さんを死刑台に直ちに送り込もうとしています。

絶対に許すことは出来ません。

最高裁は今年6月の大崎事件の再審開始決定の取消、そして、今日(11月16日)北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件の特別抗告を認めない決定をしました。

袴田巖さんの一刻も早い再審開始を求め、何としても再収監をさせない取り組みを、袴田さんの死刑が確定された日である、12月12日に「再収監を許さないアピール行動」を昨年に続き計画しました。

一人でも多くの皆さんのご参加を呼びかけ、浜松で暮らす袴田さんの状況をお伝えします。



街歩き前のひで子さんとのおひとき（写真：寺澤）

巖さんとの会話 (9月13日の夕方、街歩きから帰って一休みのところをお邪魔して)

袴田さんの拘禁反応による精神障害の状況は、1985年ころから始まっている状態と今も大きな変化はありません。この日の会話でもそれを感じましたので、その様子の一部をお知らせします。

——裁判官のこと。

巖さん：裁判官？まあ裁判官もみな罪だね。事件がない無罪を隠してやってることだね、裁判をね。みな罪だ、そりゃね。最高裁も罪だつううんだね。無罪の証拠があるのにそれを隠して有罪、死刑だね。それじゃ法律に反しているね。

——納得いきませんよね。

巖さん：そうやって当時の最高裁も死刑だとそんなものになってきたんだね。儀式がね。何でやらんちゃんとね。事件がない無罪。証拠があるのにそれで裁判何故やらねえんだっていう事だね。最高裁がね。そういうことが今言われているんだ。

——巖さんが再審の時に意見書をたくさん書いたと思うんですけどね、再審については巖さんはどんな思いがありますか。

巖さん：まあ再審？裁判の結果を待つしかないわね。どうなってくかね。待つしかない。事件がない無罪があるんだがね、警察も検事も再審の証拠があるんだからね。それを使えば有罪にゃあ出来んだね。後から考えてもね。だから罪だつううんだ最高裁はね。そんな嘘でやったっんじゃないね。

——大きな罪ですよ

巖さん：うーん、そういう何が罪だとかいうことが弁護士も罪だって知っててやってるんだからね、検事も裁判所も知っててやるんだからね、事件がない無罪なのに。証拠があるのにやってるんだね。そんなものは罪だつううんだね。今になって、偉くなったからね、政府国家権力になったから今になって言えるんだね、昔のことをね。

——巖さんは良くそれで耐えられましたね。

巖さん：まあそうだ、15年耐えたつううことだね。15年耐えれば相当のことが出来るんでね。闘いがね、儀式のね。地球全体、社会を良くする力を持つだね。まあそういう期待に応えたということだね。期待に応じて全てに勝ったということだね。袴田巖はね。それで政府、国家権力になったということだね。だんだん司法そのものがやったこと儀式で書いたって嘘なんだね。書けやせんのだね。犯人であるということを書いたっていうが、それが書けねえんだでね。マリアがね、書いたって言うが、書けねえんだね。書けないんじゃ否認するに決まっているんだ、事件を犯したとね。書けば認めるんだ、事件を犯したということで、裁判所でねかけねえじゃ認めねえ。そういうことが問題になってきているんだね。マリアが書いたって言うが、書けねえんので。否認したっていうことね、書けないだね。否認したそういう事が問題になってきたんだね。(後略)

袴田さんは死刑が確定され、死刑囚だけの獄舎に移ってから精神が蝕まれ始め、ついには最大の権力者だという妄想の世界を築き、命を守ることに全精力を注ぐことになってしまいました。

袴田さんの命を守るため、再収監させない取り組みに多くの皆さんのご参加を呼びかけます。

●栃木・今市事件「最高裁で必ず無罪！一日行動」が成功

宣伝に注目、展望ひらく行動に



有楽町駅前の広場で宣伝する支援者

小学1年の女兒を誘拐し殺害したとして、東京高裁で無期懲役刑を受け上告中の勝又拓哉さんを救いようと、10月23日、東京都内で「最高裁で必ず無罪を！一日行動」が取り組まれました。主催はえん罪・今市事件首都圏連絡会。

この行動は、有楽町マリオン前での大宣伝行動、国会議員会館での集会、最高裁への要請行動という一連の行動によって世論を喚起し、運動を活性化する狙いをもって取り組まれました。事件が最高裁に係属してから1年が経過し、上告が棄却されれば先の見えない無期懲役刑が確定してしまうという「もう後がない」緊張感のもとで計画されましたが、当日は宣伝行動に67人、集会には90人が参加し成功。宣伝行動での通行人の反応の良さや注目度の高さも相まって、明るい展望を見いだせる行動となりました。

●宣伝行動に大きな反響

赤、青、緑、オレンジ……さまざまな色の横断幕を歩道いっぱいにはろげて、東京の繁華街・有楽町で、「大宣伝」行動が取り組まれました。関東各県から訪れた支援者代表がそれぞれ宣伝カーのマイクを握り、勝又さんの支援を訴えました。

多くの支援者がズラリと並んで行動している様子に、通行人は驚いた様子を見せたり、関心を持ってビラを手にとっていく人の姿が見られました。

支援者が手にしたのぼり旗や横断幕などの宣伝グッズは、この日のために首都圏連絡会で新調したもので、勝又さんの顔と事件名を大きく強調したものや、「DNAも指紋も勝又さんと不一致」「犯行日時も場所も不明、なのに有罪」などと、事件の不当性を大書きしたものなど多彩でした。ビラを受け

取らなくても、宣伝グッズに目を向ける人の姿が多く、事件名と勝又さんの顔、事件の特徴が通行人の脳裏に刻み込まれました。

また、通行人との交流も多く見受けられました。ビラを受け取って熱心に文字を追っていた通行人の男性に支援者が声をかけると、「なんでこういうことが起きるんだろう」などと対話に。事件の説明をすると「なるほど」と納得した様子でした。別の男性は、ビラを配る支援者の前で一瞬足を止めると、「頑張ってね」とねぎらいの言葉をかけて去って行きました。

●力を尽くしてたたかおうと集会で決意

午後1時から衆議院第二議員会館の多目的会議室で開かれた集会では、冒頭で東京拘置所にいる勝又拓哉さんのメッセージが紹介され、茨城県本部が作成した事件紹介のDVD、弁護団の報告、映画監督の周防正行さんの激励挨拶、首都圏4都県からの活動報告がおこなわれました。集会の最後全会一致で集会決議ルを採択しました。



たたかひの決意を固めあつた集會

弁護団報告をした一木明弁護士は、勝又さんをあらためて有罪とした二審判決が、多義的に解釈できる母宛の手紙を犯行告白としたり、状況証拠を積み上げて有罪と自判している誤りを指摘し、「このまま判決が確定すれば、日本の中から正義がなくなるという声を広げ、最高裁にぶつけていくことが必要だ」と強調しました。

激励の挨拶をした映画監督の周防正行さんは、殺害現場とされた場所の血痕反応について映像の専門家として検証に関わったことを述べた上で、「裁判でも、そこが殺害現場ではないという結論に達したのだから、判決は当然は無罪になるべき」と高裁判決を問題視。裁判官は「勝又さんは有罪だ」という自分たちの直感に合うように状況証拠を組み立てて有罪の結論を導いていおり、「この手法は『事実の認定は証拠による』として築いてきた日本の刑事裁判を根底から覆すもの」と批判しました。また、法制審議会の特別部会のメンバーとして取り調べの録音・録画の法制化にかかわった経緯から、取調べの一部分の録音・録画することの危険性を訴えてつづけていくと表明しました。

各県の支援運動の報告として、東京、千葉、埼玉、茨城の活動が報告されました。茨城では、今年の2月におこなった全国現地調査以降、毎月1回のペースで各地から訪れる独自現地調査の受け入れをしていると報告。国民救援会茨城県本部の田村武夫会長は、「現地調査によって事件の理解が深まれば、茨城として最大の貢献になる。救援会だけで受け持つのは大変だし、より多面的な貢献をするために、12月1日に支援する茨城の会を結成することにした」と表明しました。

そして訴えをした勝又さんの母・イミコさんは、午前中の宣伝行動に参加した手ごたえを報告。ビラを受け取ってくれた通行人に「私はこの子の母です」と明かすと、驚いた様子ビラを開いて熱心に読んでもらえたと話しました。「こういう宣伝の機会を作ってもらい、（理解を示す人がいると）もしかすると、拓哉は助かるんじゃないかという気持ちになれます。これからも、皆さん一人ひとりの力を貸してください。協力してください。お願いします」と述べ、大きな拍手を受けました。

最後に、最高裁に無罪判決を求める決議を全会一致で採択し、最高裁でのたたかひに力を入れることを確認しました。

●「国民を絶望させるな」と最高裁に要請

集会終了後、要請団の代表を選出し、午後４時から最高裁への要請行動がおこなわれました。今市事件の要請をメインに位置づけ、北陵クリニック事件、袴田事件と合同で要請。主任弁護人の一木明さん、母のイミコさん、周防正行さんも支援者の代表とともに参加しました。

一木弁護士は、９月に上告補充書を提出した内容を紹介して、特に東京高裁判決が「自白」の判断基準や状況証拠の事実認定についての最高裁判例に反していることを指摘しました。

周防さんは東京高裁の審理をすべて傍聴したことを踏まえて、東京高裁が検察に訴因の変更を促すなど不当な訴訟指揮を批判するとともに、有罪ありきの高裁判決を再最高裁が是正しなければ裁判への国民の信頼を失う。ぜひとも人権との砦としての最高裁の役割を発揮して、これ以上裁判について国民に絶望を与えないでくださいと訴えました。

袴田事件について浜松市民の会の寺澤暢紘さんは、巖さんの生活や近況を報告するとともに、袴田さんの右腕の傷と白半そでシャツの傷とが一致せず、犯行着衣とで袴田さんのものとされた白半袖シャツはねつ造された証拠であることが、静岡地裁決定で巖さんが生きて釈放されたことで明らかにしたことを強調し、最高裁の裁判官がしっかり認識して、一日も早い再審開始決定を出すよう強く求めました。



最高裁に向かう要請団

滋賀・日野町事件

80人が現地調査で無実確信

日本国民救援会滋賀県本部 川東繁治事務局長

検察の異議申立てにより大阪高裁でたたかっている日野町事件は１１月１７～１８日、東近江市内のホテルで集会を開き、１０府県から８０人が参加。またマイクロバスに分乗して６０人が日野町内の事件現場を見てまわりました。今回で１１回を数える現地調査は、被害者が殺害された時刻について解剖医が胃の内容から「食後３０分以内」とした報告書がじつは根拠のないもので、実際は１～２時間、あるいはそれ以上経過していた疑いがあるとする法医学者の意見書を、新証拠として裁判所に提出した直後に開催されました。弁護団長の伊賀興一弁護士は、「食後３０分問題」が他の重要な証拠を捜査線上から排除してしまった、今回提出した新証拠は決定的であり、爆発的インパクトがある、と報告しました。また裁判所との二者協議が実現し、今後の成り行きによって三者協議の開催もあり得る、との裁判所の見解を引き出すことができたと報告しました。



石原山で金庫投棄実験

二日目は殺害現場とされる日野町豊田の酒店や遺体発見現場、金庫発見現場等を見て回り、説明員が事件資料をもとに車中や事件現場で説明し、質問にも答えました。また金庫発見現場では工事用道路から崖下に向かって被害金庫と同型の手提げ金庫を投げ捨てる実験を行ないました。大学の刑事訴訟法ゼミの女子学生からは「ゼミでいろいろ調べていたが、実際現地調査に行くとまた違った景色が見れてとてもいい経験になった」「この事件がこのまま風化して、『なかった』ことにならないためにも私たちのような若い世代ががんばらなければならない」「私たちが参加したことで少しでも応援の気持ちが伝わっていたのであればうれしいです」などの感想が寄せられました。

この現地調査には湖東記念病院事件の西山美香さんや布川事件の桜井昌司さん（国賠裁判一審勝訴）、東住吉事件の青木恵子さん（国賠裁判中）、秋田大仙市事件と神戸質店事件の支援者らも参加しました。



殺害現場とされたホームラン酒店前で

報告 日弁連人権大会で再審法の決議

なくせ冤罪！市民評議会 代表・客野美喜子さん

第62回日本弁護士連合会人権擁護大会が10月3-4日、徳島市で開かれました。3日の第3分科会のシンポジウム「えん罪被害救済へ向けて～今こそ再審法の改正を」には、弁護士や学者などの専門家ばかりか私たち市民も多数参加し、台風通過直後にもかかわらず参加者521名という大盛況でした。

江川紹子氏（ジャーナリスト）と周防正行氏（映画監督）という、もともと法律家ではないお二人の対談はとても共感できる内容でした。

周防氏は、痴漢事件の取材経験から「否認すると拘束されるので、やむをえず認めてしまう。じつは知られない小さな冤罪もたくさんある。それが人質司法の怖さ。再審は、一刻も早い救済が求められるのに、あまりにも長い年月がかかりすぎる。通常審では公判前整理手続きの導入により以前よりは証拠開示が進んだ。再審で無罪になった事件から、じつは古い証拠の中に無罪証拠が埋もれているケースが多いことがわかってきた。当然、再審でも証拠開示のルールを作るべきだ。また開始決定が出れば、速やかに公判が開かれるようにすべきだ」などと語りました。

江川氏は、新聞記者時代の経験から「無実の人が冤罪を晴らすには、ほとんど生涯をかけなくてはならない。開始決定に対する検察官上訴禁止の制度化は不可欠である。昔は、当番弁護も起訴前弁護もなかった。あきらめず訴え続ければ、少しずつであっても徐々に改善されていく。しかし、その徐々なる進化からさえ取り残されているのが再審制度。せめて証拠開示のような今ふつうの裁判でやっていることは再審でもできるはずだ」と強調しました。

青木恵子さん（東住吉事件）、西山美香さん（湖東記念病院事件）、桜井昌司さん（布川事件）、菅家利和さん（足利事件）、袴田秀子さん（袴田事件・巖さんの姉）が、それぞれの体験した冤罪被害の実態を告発。「重要な証拠を隠したまま有罪にするような裁判を許してきた司法に怒りを感じる」（桜井さん）、「即時抗告や特別抗告なんて、無しにしていいただきたい。裁判所は上の方ばかり見ないで巖の方を見ていただきたい」（秀子さん）などと、冤罪を許さないための法改

正の必要性を口々に訴えました。

翌日の全体会において、「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」が全会一致で採択されました。この決議を受けて、日弁連では、まず再審法改正部会が作られ、いずれは実現本部が設立されるだろうとのことです。日弁連が、正式に再審法を改正すべきとの意見表明を行ったことは、今後の再審法改正への大きな推進力になるでしょう。私たち市民もこれに連携して運動を強化していきます。

S N O W（なくせ冤罪！市民評議会）ニュースより転載

..... 今後の主な日程

▼11 月 25 日（月）滋賀・日野町事件 大阪高裁前宣伝行動、要請 午前 11 時 45 分 大阪高裁東門前集合

▼11 月 27 日（水）布川国賠第一回口頭弁論 午前 10 時 30 分、東京高裁 101 号法廷 当日は午前 9 時から裁判所前宣伝、9 時 30 分から要請行動。終了後に報告集会があります。（日比谷図書文化館 4F スタジオプラス）

▼12 月 1 日（日）～2 日（月）再審・えん罪事件全国連絡会第 28 回総会 1 日午後 1 時 30 分～翌 2 日正午（滋賀県教育会館 滋賀県大津市梅林 1－4－15）※問合せは国民救援会中央本部まで

▼12 月 10 日（火）兵庫・花田郵便局事件（国賠） 午前 10 時 神戸地裁 204 号法廷

▼12 月 12 日（木）袴田さんの再収監を許すな一日行動 銀座での宣伝行動、最高裁要請行動、国会議員会館内での集会を予定

▼12 月 16 日（月）滋賀・日野町事件 大阪高裁前宣伝行動、要請 午前 11 時 45 分 大阪裁東高門前集合

賛助会費と年末募金のご協力をお願いします。
振替用紙を同封いたします

資料１ 北陵クリニック事件 抗議声明

【声明】

仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件 守大助さんの再審請求を棄却した最高裁決定に抗議する

最高裁判所第三小法廷（林景一裁判長）は 11 月 13 日、仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件の守大助さんの再審請求特別抗告審において、請求人の特別抗告を棄却、再審開始を認めない不当決定をした。

私たちは、この決定に満身の怒りを込めて抗議する。

事件は、准看護師の守さんが患者 5 人の点滴に筋弛緩剤を混入したとして、殺人及び殺人未遂罪で無期懲役が確定したものだ。有罪の根拠となったのは、科学的裏付けのない大阪科捜研の土橋均氏の「鑑定」と、自らの目で患者を診断することなく、患者の症状を「筋弛緩剤の薬効と矛盾しない」と述べた東北大学医学部・橋本保彦教授の「証言」だった。

再審請求で弁護団は、①土橋鑑定は筋弛緩剤の成分を検出していないこと（志田保夫・前東京薬科大学教授の意見書）、②発端となった患者急変は筋弛緩剤中毒ではなくミトコンドリア病であること（池田正行・前長崎大学教授の意見書）、③「自白」は真犯人の供述とみるのは不自然だ（浜田寿美男・奈良女子大学名誉教授の意見書）とする新証拠を提出し、確定判決の誤りを指摘してきた。再審請求の一審では、確定判決が認めた土橋「鑑定」の評価を一方的に変えて棄却決定をおこなった。二審は、鑑定の評価変更について土橋氏の尋問を要求したが、一切応じなかった。最高裁も同様に、新証拠についてなんら実質的判断をおこなわず、「三行半」で無実の守さんと弁護団の訴えを退けた。近年、冤罪事件における隠されていた新証拠が確定判決を揺るがし再審開始決定が出されている中、証拠開示の要求にも耳を貸さなかった。最高裁決定は、冤罪救済の流れに逆行し「無実の救済」を目的とする再審裁判の本旨を逸脱した。同時に、無実を訴え続け、丸 19 年になろうとしている守大助さんと、ご両親を三度絶望の淵に追いやった。

私たちは、ご両親、弁護団、全国 46 の守る会・支援する会とともに、改めて裁判所の誤りを広く世論に訴え、真実を明らかにしていくことを決意する。

2019年11月18日

仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件全国連絡会
仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件守大助さんを守る宮城の会
日本国民救援会宮城県本部
日本国民救援会中央本部
再審・えん罪事件全国連絡会

資料 2 獄中の守大助さんのコメント



第二次再審請求に進みます 真実を裁判所に分かせたい

再審請求棄却を受けて、守大助さんから手記が届きましたので紹介します。

第三小法廷・林裁判長は、就任会見で発言したこと（「公正な裁判に力を尽くす」などと発言）を守ることなく証拠を無視し、真実から目を背け 11 月 13 日、棄却決定しました。私はやってない。どこへ訴えれば、公正な裁判をしてもらえますか。

気がつけば、日脚もめっきり短くなり、冬の到来を実感しています。皆さん、お元気ですか。これまで「仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件」のために、貴重な時間を費やしてご支援してくださり、心より感謝しております。ここまで負けずに闘うことができたのは、皆さんの温かく、そして力強い支援があったからです。特別抗告では、仙台地裁・仙台高裁のデタラメな審理が見直されると信じていたのに、職権での証拠調べ、証人尋問をせず、これまでの下級審の判断が信用できるとし、たった一枚の紙切れで棄却決定されました。

どうしたら私たちが、被害者とされる患者さんの血液検査をできますか？科学の世界では、土橋鑑定は間違いであり、信用できないとされているのに、なぜ裁判所だけ信用できると認定しつづけるのですか？

ましてや！検出されたもの（土橋氏が筋弛緩剤の成分と主張する物質）を、再審になって検察は主張を 180 度転換し、（確定審の認定が）間違いであったことを認めているのです。それでも裁判所は事件だと……。

私は弁護団の先生たちと、ただちに第二次再審請求へ進みたいと思います。次こそ真実を裁判所に分からせるため、負けずに私はたたかいます。どうか全国の皆さん、勝利するまでお力を貸してください。

2019 年 11 月 21 日

無実の守大助

※（ ）内は編集者注です